

大正十三年三月十一日 航海部

日本郵船株式會社船舶乗組員諸氏に敬す

我等は今回突発の航海手當半減に對し、日本海員組合に一任し、秩序ある運動を起し、遂に初期の目的を貫徹するに到りたる高喜を多くの屬員諸士と分けるに際し、其の延期々間たる六ヶ月後即ち大正十三年四月三十日以後に於ける手當半減の存廢は郵船會社の誠意如何に依り我等の態度を決し必要に應じ必要の行動に出る事あるべし

依つて我等一同は我等の目的を永久に貫徹するに必要の手段として左の各項を決議し、此處に是小を宣言す

決 議 文

- 一 日本郵船會社船舶に乗組む全船員を日本海員組合に加入せしむる事
- 二 前項に對し、若し、應ぜざる者ある時は極力之を排斥する事
- 三 時事問題に關し、時々集合し、時局を議し、茶話會を催す事

(2.11.1)